

平成29年度 国民健康保険料が決定しました

申し込み・問い合わせ 保険年金課 ☎ 29-5084、総合支所、支所

平成29年度の保険料率は前年度より引き下げとなります。

保険料や納付方法は、6月中旬に世帯主へ通知します。保険料の軽減は、前年の所得に応じて自動的に行います。軽減割合は6月中旬に送付する通知書で確認してください。

平成29年度 国民健康保険料

	医療分保険料	後期高齢者 支援分保険料	介護分保険料 ※40歳～64歳のみ
所得割額	各加入者の前年所得 平成28年1月～12月までの所得		基礎控除 33万円
所得割率	9.2% → 9.0%	2.4% → 2.3%	2.3% → 2.2%
均等割額	25,920円 → 25,440円	7,200円 → 6,720円	7,680円
平等割額（世帯単位）	24,480円 → 23,040円	6,000円 → 5,760円	5,160円
最高限度額	54万円	19万円	16万円

**保険証を7月中旬に
送付します**

8月の更新の前に、新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

世帯の加入者全員の保険証を世帯主宛てに送付します。
有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、ジェネリック医薬品希望シールを保険証の表面に貼ってください。



**所得は毎年必ず
申告してください**

国民健康保険に加入している人は毎年所得の申告が必要です。申告していない場合、正確な国民健康保険料の計算や、所得が一定基準以下の場合における保険料の一部軽減措置を行うことができません。

収入（所得）のない人や遺族年金

・障害年金・雇用保険（失業保険）などの非課税収入のみ受給している人およびその家族について、平成29年1月1日に岩国市に居住していた人は岩国市へ、それ以外の人は平成29年1月1日に居住していた市町村へ申告してください。

※収入（所得）のない人は、保険年金課でも申告ができます。身分証明書・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

**国民健康保険の脱退には
手続きが必要です**

勤務先の健康保険へ加入した、またその被扶養者になった場合は、必ず脱退の届け出を市にしてください。加入先の保険組合から市町村に通知することはありませんので自動的に脱退とはなりません。

**失業等給付を受ける人は
知らせてください**

解雇などにより会社などを離職し、65歳未満で雇用保険の失業等給付を受ける人（特定受給資格者または特定理由離職者）は、雇用保険受給資格者証を提示し申請すると保険料が軽減される場合があります。